

◆民間事業者のみなさんへ

「芦屋市合理的配慮の提供支援に係る助成事業」で障がいのある人にもやさしいお店にしませんか



「障害者差別解消法」と「芦屋市共に暮らすまち条例」の改正により、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

芦屋市では、市内に事業所をおく民間事業者が、障がいのある人に必要な合理的配慮の提供を行う場合、その費用の一部を助成する「合理的配慮提供支援助成事業」を実施しています。



「合理的配慮」って？

障がいのある人が社会で生活する上で存在する「壁」を取り除くことです。

例：段差をなくす、手すりをつける、各種コミュニケーションツールを活用する など



助成金を利用できる人

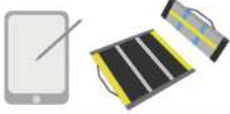
芦屋市内において飲食・物販・医療など不特定多数のかたが利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業を行う民間事業者

※従業員など、特定の利用者のみが使用することを目的とするものは対象となりません。



助成の対象になるもの(一例)

助成限度額に達するまでは、同じ年度内であっても、何度でも申請できます。

助成の対象	助成金額	助成限度額
■コミュニケーションツールの作成 点字表記のメニュー、音声コード付きチラシ、 コミュニケーション支援ボードの作成 など 	費用の 2分の1	5万円
■物品の購入 筆談ボード、折り畳み式スロープ、 車いすの購入 など 	費用の 2分の1	10万円
■改修工事の施工 手すりの設置、 多機能トイレの設置 など 	費用の 2分の1	20万円
■手話通訳者・要約筆記者等の派遣 不特定多数の人に向けて開催する 講演会・イベント等への派遣が対象 	費用の 2分の1	4万円
■研修会の開催 市内に在住・在学・在勤する人おおむね5名以上が参加し、 障がい理解や合理的配慮の実践につながる内容を学ぶもので、 実施の責務・義務が法令等で定められていないもの	費用の 2分の1	4万円



申請の流れ

購入・施工等を始める前に申請してください。事業開始後や完了後の申請はできません。

1	ご相談	助成の対象によって、申請に必要な書類が違います。 申請の前に、一度ご相談ください。
2	申請	申請書等の必要書類を障がい福祉課に提出してください。 <u>必ず、購入・施工・開催等を始める前に申請してください。</u> 事後の還付はできません。
3	審査、助成金の交付決定	審査の上、助成金交付決定の可否を通知します。
4	変更申請	見積金額の変更、購入予定物品の変更など、申請内容に変更が生じた場合には、変更申請が必要です。 必ず障がい福祉課へご連絡ください。 (変更がない場合、この申請は不要です。)
5	事業の実施	購入・施工の実施や、イベント・研修会等の開催をしてください。
6	事業の完了報告	事業完了後、30日以内に必要書類を揃えて報告してください。
7	助成金額の確定	審査の上、助成金額を確定し、通知します。
8	請求書の提出、助成金交付	請求書を提出後、助成金を交付します。



申請に必要な書類

申請に必要な書類については、芦屋市障がい福祉課までお問い合わせください。

芦屋市のホームページにも、必要書類の詳細及び様式を掲載しています。
様式を紙で印刷し、ご提出いただくことも可能です。

※該当ページは、インターネットで「芦屋市 合理的配慮」と検索していただくか、
右記のQRコードからご確認ください。

「芦屋市合理的配慮の提供支援に係る助成事業」のページ



【申請・お問い合わせ】

芦屋市障がい福祉課(本庁舎南館1階 15 番窓口)

〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号

電話 0797-38-2043(直通) FAX 0797-38-2160